**鯖江市「わが街環境美化活動支援事業」**

**公園里親制度について**

**里親制度とは？**

「里親制度」とは、市民団体が公共施設の里親（アダプト）となって一定の管理をおこなう、市民と行政が協働で進める環境美化制度です。鯖江市が管理する公園等を里子にみたて、市民の皆さまが里親となり、鯖江市がこれを支援します。市民の皆さまと行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで公園の美化と活用を進めていきます。

**里親になると**

**①活動の報奨金が支給されます。**

　　作業１回につき報奨金として3,000円支払います。

　　草刈もしくは除草剤散布作業４回／年（ただし、除草剤散布の報奨金支払対象は年２回を上限とする。）、低木剪定作業１回／年　とし、年間支払総額は15,000円が上限となります。

　　　＜報奨金支払例1＞

　　　　　・草刈　年2回　+　除草剤散布　年２回　+　低木剪定　年１回　の場合

　　　　　　報償金額＝6,000円　＋　6,000円　+　3,000円　＝　15,000円

　　　＜報奨金支払例２＞

　　　　　・草刈　年1回　+　除草剤散布　年３回　+　低木剪定　年１回　の場合

　　　　　　報償金額＝3,000円　＋　6,000円　+　3,000円　＝12,000円

**②花壇や環境美化に必要な資材が支給されます。**

　　・花苗や肥料など原材料を支給します。（１公園につき年間20,000円を上限とします。ただし、花苗や肥料など消耗品に限ります。スコップや剪定鋏など用具類は不可。）

　　・公園の面積に応じて、ゴミ袋や除草剤を支給します。

**③看板を設置できます。**（希望される場合のみ）

　　希望される場合、里親名を記入した看板を設置しますので、社会貢献を具体的な形でアピールできます。

また、表示板の存在がポイ捨てなどの抑制力となり、「自分のまちは自分できれいにする」という地域への帰属

意識、愛着心の向上など効果が期待されます。

**里親の役割は？**

　公園の清掃、除草作業や遊具の破損など市へ連絡　が主な活動となります。

**里親の期間は？**

　里親の合意書の締結後、合意の解除の手続きが行なわれるまでの期間となります。



里親制度についての詳細やご不明な点などは、下記までお問合せください。

**【お問合せ先】**

**鯖江市役所２階　公園住宅課　公園住宅グループ**

**TEL　0778（53）2239**